

名古屋大学附属図書館工学図書室利用細則

制 定 平成16年4月1日
改 正 平成25年1月23日
改 正 平成27年4月1日
改 正 平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 国立大学法人名古屋大学附属図書館利用規程第18条の規定に基づく名古屋大学附属図書館工学図書室（以下「図書室」という。）の利用に関する事項は、この細則の定めるところによる。

(組織)

第2条 図書室は、中央図書室及び次に掲げる図書室をもって組織する。

- 一 機械・航空宇宙図書室
- 二 電気・情報図書室
- 三 化学・生物図書室
- 四 土木図書室

(図書館資料)

第3条 図書室備付けの図書館資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 参考図書
- 三 逐次刊行物
- 四 その他視聴覚資料等

(図書の配置)

第4条 図書の配置は、一般図書、参考図書及び逐次刊行物を原則として開架式とする。

(利用資格)

第5条 図書室を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 名古屋大学（以下「本学」という。）の学生
 - 二 本学の役員及び職員
 - 三 本学の名誉教授
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により図書室を利用することができる。
- 一 本学の卒業者及び大学院修了者
 - 二 本学の元役員及び元職員
 - 三 その他一般の利用者

(利用の手続)

第6条 前条に規定する者で図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、図書室を利用するときには、所定の手続きを経なければならない。

- 2 前条第1項第1号から第3号に掲げる利用者は、図書室を利用するとき、それぞれ学生証、職員証、名誉教授証（以下「学生証等」という。）を携帯し、係員から提

を求められたときには、これに応じなければならない。

(開室時間)

第7条 開室時間は、次のとおりとする。

- 一 平日 午前9時から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、工学研究科長・工学部長（以下「研究科長」という。）が必要と認めたときは、開室時間の変更、時間外入退室等の措置をとることができる。

(休室日)

第8条 休室日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは、臨時に開室又は閉室することができる。

(図書の閲覧)

第9条 利用者は、開架図書を自由に閲覧することができる。

- 2 利用者は、閉架図書を閲覧しようとするときは、所定の手続を経るものとする。
- 3 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。
- 4 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規程を常時図書室内に備付けるものとする。

(視聴覚資料等の閲覧)

第10条 利用者は、視聴覚資料等を閲覧しようとするときは、所定の手続きにより、申し込むものとする。

(閲覧の制限)

第11条 次に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- 一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記載されている部分
- 二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- 三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

(貸出しの対象者、冊数及び期間)

第12条 貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 第5条第1項に規定する者
- 二 前号に掲げる者以外の者で研究科長が許可した者
- 2 貸出しの冊数及び期間は、別表のとおりとする。ただし、研究科長が必要と認めた

ときは、変更することができる。

(貸出手続及び貸出時間)

第13条 貸出しを受けようとする者は、所定の手続を経なければならない。

2 図書の貸出時間は、次のとおりとする。

一 平日 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時45分まで

3 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは、貸出時間の変更、又は時間外貸出を認めることができる。

(貸出予約)

第14条 利用者のうち第5条第1項に規定する者は、貸出し中の図書を予約することができる。

2 前項の予約をしようとするときは、所定の手続きにより、申し込むものとする。

(貸出期間の更新)

第15条 利用者は、前条の予約がない場合に限り、第3条第1号に掲げる一般図書についてのみ貸出期間の更新を2回に限り受けることができる。

2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

(貸出しの停止)

第16条 研究科長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し貸出しを停止することができる。

(長期貸出し)

第17条 研究科長は、教育上又は研究上の必要に応じて、図書を工学研究科・工学部（関連部局を含む）（以下「研究科等」という。）の講座等に長期に貸し出すことができる。

2 前項の貸出しの期間は、当該年度内とし、必要に応じて更新することができる。

(返却)

第18条 利用者は、貸出しを受けた図書を貸出し期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、その身分又は資格を失ったときには、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

3 研究科長が特に必要と認めたときは、貸出期間中であっても図書の点検又は返却を求めることがある。

(転貸禁止)

第19条 利用者は、借り受けた図書を転貸してはならない。

(禁帯出の図書)

第20条 次に掲げる図書の貸出しは、行わない。ただし、研究科長が特に支障がないと認めた場合は、この限りではない。

- 一 参考図書
- 二 新着雑誌
- 三 視聴覚資料等
- 四 博士論文
- 五 その他研究科長が指定する図書

(複写)

第21条 利用者は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、図書の複写を依頼することができる。

- 2 前項の複写に関し必要な事項は、国立大学法人名古屋大学附属図書館複写規程の定めるところによる。

(参考調査)

第22条 研究科等の利用者は、教育、研究又は学習の参考とするために必要な学術情報の提供及び文献に係る調査を依頼することができる。

(情報検索)

第23条 研究科等の利用者及び研究科長が特に許可した者は、学術情報データベースの検索を依頼することができる。

(相互協力)

第24条 研究科等の利用者は教育、研究又は学習上必要があるときは、所定の手続きにより、利用のあっせん（図書の借用及び複写を含む）を依頼することができる。

- 2 研究科長は本学以外の研究・教育機関から、所定の手続きにより、図書室及び図書の利用（図書の貸出、複写を含む）についての依頼があった場合は、これに応ずることができる。

(紛失・汚損等)

第25条 利用者は、図書、機器又は設備等を紛失し、汚損し、又はき損したときは、速やかに研究科長に届け出なければならない。

- 2 研究科長は、前項の者に対し、弁償を求めることができる。

(遵守事項)

第26条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと。
- 二 図書、機器又は設備を汚損、き損しないこと。
- 三 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 掲示又ははり紙をしないこと。
- 五 許可なく協議、会合等をしないこと。
- 六 係員の指示に従うこと。
- 七 その他他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

(利用の制限)

第27条 研究科長は、この細則等又は指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本部局の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合においては、研究科長は図書室の利用を制限することができる。

(雑則)

第28条 この細則の実施に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

貸出しの冊数及び期間

貸出対象者	一般図書		雑誌（製本・未製本）	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
工学研究科・工学部の学生 工学研究科・工学部の職員	5冊以内	14日以内	3冊以内	当日内
上記以外の本学の学生・職員 ・名誉教授	3冊以内	14日以内	3冊以内	当日内